

9 月成果物におけるディスカッションドラフトからの変更点

(要旨)

マスターファイル

1. Discussion Draft では国別報告書をマスターファイルの中の一要素とする方向で検討されていたが、9 月成果物において国別報告書は独立させた。
2. 製品・役務提供取引別のサプライチェーンの情報について、Discussion Draft では、定量的な基準が示されていなかったが、9 月成果物では定量基準により規模の大きな製品・役務提供取引に限定して開示する旨が明記された。
3. Discussion Draft では、報酬を高額に受領している従業員に関する情報が記載すべき項目に含まれていたが、9 月成果物において当該項目は除外された。
4. Discussion Draft では、ユニラテラル APA の他、バイラテラル APA 及びマルチ APA の記載が要求されていたが、9 月成果物においては、ユニラテラル APA に関する開示に留まった。
5. Discussion Draft では相互協議中の移転価格事案及び過去 2 年以内に合意した相互協議のリスト/簡単な記載が求められていたが、9 月成果物において当該項目は削除された。

国別報告書

1. Discussion Draft では国別報告書はマスターファイルの一部を構成するものと位置付けられていたが、9 月成果物において国別報告書は独立した文書とされた。
2. Discussion Draft では国別報告書の内訳として各関連者の財務情報等を記載する方針であったが、9 月成果物では国(税務管轄)単位で一本化された。
3. Discussion Draft では多量の情報が要求されていたが、9 月成果物では軽減された(別添 1 参照)。
4. Discussion Draft では Table2 及び Table3 は記載されていなかったが、9 月成果物では Table2 及び Table3 が規定された。

ローカルファイル

1. 9 月成果物では、主要な競合先に関する情報等を記載する旨が規定された。

※ローカルファイルでは、Discussion Draft から若干の言葉の変更がなされたが、記載する項目自体を大きく変更するものではない。

9 月成果物におけるディスカッションドラフトからの変更点

マスターファイル

青字箇所: Discussion Draft には記載があったが、9 月成果物では除外された項目

緑字箇所: Discussion Draft には記載がなかったが、9 月成果物で追記された項目

赤字箇所: 補足説明

Discussion Draft (2014 年 1 月)	9 月成果物 (2014 年 9 月)
<p>組織のストラクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> MNE の法的及び所有関係のストラクチャーと事業体の所在地を示した図。 <p>MNE の事業説明</p> <p>MNE の主たる事業ユニットごとに:</p> <ul style="list-style-type: none"> MNE の事業概要の書面説明(以下の内容を含む)。 <ul style="list-style-type: none"> 営業収益の重要なドライバー。 重要な製品及び役務提供に係るサプライチェーン MNE グループ内の企業間の重要な役務提供取極め(R&D サービスを除く)に関する図 主要な製品及び役務提供の主要な地理的マーケットの説明。 文章による機能分析(グループ内企業の価値創造に対する主要な貢献を説明、つまり、果たしている主要機能、負担している重要なリスク及び使用している重要な資 	<p>組織のストラクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> MNE の法的及び所有関係のストラクチャーと事業体の所在地を示した図。 <p>MNE の事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> MNE の事業概要の書面説明(以下の内容を含む)。 <ul style="list-style-type: none"> 営業収益の重要なドライバー。 グループの売上順に主要な 5 つ、及びグループの売上高の 5% 以上を占める製品及び／又は役務提供のサプライチェーンの概要。図表等の形式で説明されてもよい。 MNE グループ内の企業間の重要な役務提供取極め(R&D サービスを除く)に関するリスト及び概要説明、重要な役務を提供する主要な拠点の機能の説明、及びサービスコストの分配とグループ間の役務提供の価格決定に関する移転価格ポリシー 上記 2 点目に関する、主要な製

<p>産)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象年度における重要な事業再編取引、事業買収、事業売却の説明。 ○ 事業ユニットにおいて報酬額の最も高い 25 名に関する肩書きと主たる事業所(注;個人名は含めるべきではない) <p>MNE の無形資産</p> <ul style="list-style-type: none"> • 無形資産の開発、所有、活用に関する MNE の包括的戦略の概要(主要な R&D 施設と R&D マネジメントの所在地を含む)。 • MNE グループの移転価格を鑑みるに当たって重要な無形資産(グループ)及びそれらの法的な所有事業体リスト。 • 無形資産に関係する事業体間の重要な契約リスト(費用分担契約、主要な研究の役務提供契約、ライセンス契約を含む)。 • R&D と無形資産に関するグループ内移転価格ポリシーの説明。 • 対象年度中における無形資産の重要な持分の譲渡に関する説明(関係する事業体、所在国及び対価を含む)。 <p>MNE グループ内金融活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループの資金調達方法の説明(非関連者との重要な資金調達取極めを含む)。 • MNE グループ内で主要な金融機能を果たす企業の特定(当該企業の設立に係る法施行国(どの国の法律に基づき設立されたか)及び実質管理地国の情報を含む)。 	<p>品及び役務提供の主要な地理的マーケットの説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文章による簡略的な機能分析(グループ内企業の価値創造に対する主要な貢献を説明、つまり、果たしている主要機能、負担している重要なリスク及び使用している重要な資産)。 ○ 対象年度における重要な事業再編取引、事業買収、事業売却の説明。 <p>MNE の無形資産(本ガイドラインの 6 章に定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 無形資産の開発、所有、活用に関する MNE の包括的戦略の概要(主要な R&D 施設と R&D マネジメントの所在地を含む)。 • MNE グループの移転価格を鑑みるに当たって重要な無形資産(グループ)及びそれらの法的な所有事業体リスト。 • 無形資産に関係する事業体間の重要な契約リスト(費用分担契約、主要な研究の役務提供契約、ライセンス契約を含む)。 • R&D と無形資産に関するグループ内移転価格ポリシーの概要。 • 対象年度中における無形資産の重要な持分の譲渡に関する概要説明(関係する事業体、所在国及び対価を含む)。 <p>MNE グループ内金融活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループの資金調達方法の概要(非関連者との重要な資金調達取極めを含む)。 • MNE グループ内で主要な金融機能を果た
---	--

<ul style="list-style-type: none"> 金融取極めにかかるグループ内の一般的な移転価格ポリシーの説明。 <p>MNE の財務状態と納税状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年度の MNE の連結財務諸表。 MNE グループにおいて締結しているユニラテラル APA、バイラテラル APA、多国間 APA 及び税務ルーリングのリスト。 特定の管轄権に所得を配分する旨の、その他の関連する税務ルーリングのリスト。 相互協議中の案件及び過去 2 年以内に相互協議において合意した移転価格に関する簡単な記載リスト Annex2 に沿った国別報告書 (Discussion Draft において、国別報告書は Master File の内訳とされている) 	<p>す企業の特定 (当該企業の設立に係る法施行国 (どの国の法律に基づき設立されたか) 及び実質管理地国の情報を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融取極めにかかるグループ内の一般的な移転価格ポリシーの概要説明。 <p>MNE の財務状態と納税状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年度の MNE の連結財務諸表。用意されていなければ、財務報告、規制、管理会計、税務、その他の目的で作成されたもの。 MNE グループで既存のユニラテラル APA 及び、国家間の所得配分に関するその他の税務ルーリングのリストと簡単な説明。
---	--

国別報告書

9月成果物では Table2 及び Table3 が追加されているが、ここでの比較表では Table2 及び Table3 の内容は省略している。Table2 及び Table3 の内容については (別添 1) もしくは原文参照。

Discussion Draft (2014 年 1 月)	9 月成果物 (2014 年 9 月)
<ul style="list-style-type: none"> • 国名 (9 月成果物では税務管轄という言葉に書き換えられた) • 国内の事業体 (9 月成果物の Table 1 においては削除されているものの、Table2 で記載が要求されている) • 管理支配地の場所 • 産業分類コード • 収入 • 税引前利益 • 支払税額 (納税額ベース) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内 ✓ その他 • 源泉税支払総額 (9 月成果物の Annex III to Chapter V で記載されている一覧表からは除外されているものの、源泉税を支払税額に含む旨は 9 月成果物でも明示されている) • 資本金及び利益剰余金 • 従業員数 • 人件費総額 	<ul style="list-style-type: none"> • 税務管轄 • 収入 (関連者向け及び非関連者向けの区分が必要とされた) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連者向け ✓ 非関連者 ✓ 合計 • 税引前利益 (損失) • 支払税額 (納税額ベース) • 当期税金費用 • 資本金 • 利益剰余金 (資本金と利益剰余金が区分された) • 従業員数 • 有形資産価額 (現金及び現金同等物を除く)

<ul style="list-style-type: none"> • 有形資産価額(現金及び現金同等物を除く) • 支払ロイヤルティ • 受領ロイヤルティ • 支払利息 • 受取利息 • 役務提供対価支払額 • 役務提供対価受領額 <p>(ロイヤルティ、利息、役務提供に関する情報は9月成果物 Annex III to Chapter V においては削除されたものの、一部の新興国は当該項目が必要と主張している旨、9月成果物 10 頁に記述されている)</p>	
---	--

ローカルファイル

Discussion Draft (2014 年 1 月)	9 月成果物 (2014 年 9 月)
<p>対象事業体</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業体の経営ストラクチャー、組織図及び対象事業体の経営報告先となる者及び当該者の主要事務所の所在国に係る説明。 対象事業体が当期または前期において、事業再編や無形資産の移転に関与または影響を受けていたか否かの提示 <p>関連者間取引</p> <p>事業体に関与する重要な関連者間取引カテゴリごとに、以下の情報を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連者間取引に関する記載（製造に関する役務の調達、商品購入、役務提供、ローン、資金調達及び契約履行保証、無形資産ライセンス等）と取引の説明。（例：MNE グループの事業概要及び金融活動、費用負担取極） 各取引における関連者間取引額の合計 関連者間取引カテゴリごとの関連者間取引に係る関連者の特定と、関連者間の関係。 文書化された関連者間取引価格カテゴリごとの納税者及び関連者の詳細な機能分析、前年との比較を含めた記載（例、果たす機能、使用及び貢献している資産（無形資産含む）、負担するリスク（前年度との比較を含む）） 直接的にもしくは間接的に関連者間の価格設定に影響を及ぼすその他の事象の特定と 	<p>対象事業体</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業体の経営ストラクチャー、組織図及び対象事業体の経営報告先となる者及び当該者の主要事務所の所在国に係る説明。 当年度又は直近の年度において対象事業体の関与または影響のあった事業再編や無形資産譲渡に関する説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明を含む、対象事業体の事業と事業戦略の詳細な説明。 主要な競合先 <p>関連者間取引</p> <p>事業体に関与する重要な関連者間取引カテゴリごとに、以下の情報を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連者間の重要な取引に関する記載（例：製造に関する役務の調達、商品購入、役務提供、ローン、資金調達及び契約履行保証、無形資産ライセンス等）と取引の説明。 対象事業体に関与する関連者間取引カテゴリごとに、関連者間支払い及び受取り額（製品、サービス、ロイヤルティ、金利等の支払い及び受取り、国外の支払い者または受取り者を管轄地ごとに記載）。 関連者間取引カテゴリごとの関連者間取引に係る関連者の特定と、関連者

<p>記述</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引カテゴリごとの最適な移転価格算定手法及びその算定手法を選択した理由の説明 どの関連者を検証対象企業としたかの明示及びその理由の説明 移転価格算定手法を適用するに当たっての重要な前提条件の要約。 (該当する場合)複数年度検証を行う理由の説明。 (該当する場合)選定された比較対象取引(外部又は内部)の一覧と説明。移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標情報(比較対象取引の選定方法及び情報源に関する説明を含む)。 差異調整の説明、差異調整の実施対象(検証対象企業か比較対象取引かあるいはその両方か)の明示 選定された移転価格算定手法の適用に基づき、関連者間取引が独立企業原則に則り価格付けされたと結論付ける理由の説明。 移転価格算定方法の適用に当たって利用された財務諸表の要旨 <p>財務情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業体の対象年度の財務諸表。もしあれば、監査済財務諸表を提供し、なければ未監査財務諸表を提供する。 財務諸表に基づく移転価格算定手法の適用に当たって使用された財務情報と切出工程表。 	<p>間の関係。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業体により締結された全ての重要な関連者間契約書のコピー。 文書化された関連者間取引価格カテゴリごとの納税者及び関連者の詳細な比較可能性及び機能分析、前年との比較を含めた記載。 取引カテゴリごとの最適な移転価格算定手法及びその算定手法を選択した理由の説明。 どの関連者を検証対象企業としたかの明示及びその理由の説明。 移転価格算定手法を適用するに当たっての重要な前提条件の要約。 (該当する場合)複数年度検証を行う理由の説明。 (該当する場合)選定された比較対象取引(外部又は内部)の一覧と説明。移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標情報(比較対象取引の選定方法及び情報源に関する説明を含む)。 差異調整の説明、差異調整の実施対象(検証対象企業か比較対象取引かあるいはその両方か)の明示。 選定された移転価格算定手法の適用に基づき、関連者間取引が独立企業原則に則り価格付けされたと結論付ける理由の説明。 移転価格算定方法の適用に当たって利
---	---

<ul style="list-style-type: none"> 分析で使用された比較対象取引の関連財務データのサマリーとその情報源。 	<p>用された財務諸表の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象税務管轄地が参加国していないが、上記の関連者間取引に関連する既存のユニ及びバイ/マルチ APA 及び、その他の税務ルーリングのコピー。 <p>財務情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業体の対象年度の財務諸表。もしあれば、監査済財務諸表を提供し、なければ未監査財務諸表を提供する。 財務諸表に基づく移転価格算定手法の適用に当たって使用された財務情報と切出工程表。 分析で使用された比較対象取引の関連財務データのサマリーとその情報源。
--	---